

## 第1 概要

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、市民の生命と健康を守るため、総力を挙げてその対策に取り組んでいる。

令和2年12月9日に「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律」（令和2年法律第75号）が施行され、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下、「新型コロナワクチン」という。）を予防接種法の臨時接種に位置付け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において新型コロナワクチンの接種を実施することが決定した。

その後、国から「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」等のガイドラインが示された。

これらを踏まえ、本市における新型コロナワクチンの接種対象者、接種体制などを示すため、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画」を策定する。

なお、本計画は現時点の内容であり、今後の国・県の方針やワクチンの薬事承認・供給の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 第2 基本的考え方

予防接種の実施計画策定に当たり、以下の点に留意すること。

- 実際にワクチン接種が行われる際に、円滑に実施できるよう、渋川地区医師会や医療機関等の関係団体と十分協議する。
- 接種実施医療機関等において、感染症が拡大することのないよう、感染防止対策を講じる。
- ワクチン接種については、市の設置する会場での集団接種と協力医療機関が実施する個別接種を組み合わせる。
- 予防接種の実施に当たっては、あらかじめ予防接種を行う医師に対し、実施計画の概要、予防接種の種類、接種対象者について説明する。
- 新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないよう配慮する。

## 第3 対象者

### 1. 対象者の範囲

- (1) 新型コロナワクチンの接種日に住民基本台帳に記録されている者を対象とする。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外する。

(3) 戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認める者についても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。

## 2. 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保されるワクチンの量に限りがあるため、予防接種の手引きに示す接種順位と接種の時期に応じて接種を行う。

接種の順位は以下のとおりとする。

- ① 医療従事者等
- ② 高齢者
- ③ 基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者
- ④ 上記以外の者

## 3. 接種対象者数の試算

接種対象者数の算定は以下のとおりとする。総人口は令和3年1月1日現在、75,847人として算出した。

- |              |                             |                    |
|--------------|-----------------------------|--------------------|
| ① 医療従事者等     | 総人口の3%と推計（手引きによる）           | <u>2, 275人</u>     |
| ② 高齢者        | 75歳以上                       | <u>13, 452人</u>    |
|              |                             | (令和2年12月末住民基本台帳人口) |
|              | 65歳から74歳                    | <u>13, 090人</u>    |
|              |                             | (令和2年12月末住民基本台帳人口) |
|              |                             | 合計26, 542人         |
| ③ 16歳未満人口    |                             | <u>8, 258人</u>     |
|              |                             | (令和2年12月末住民基本台帳人口) |
| ④ 基礎疾患を有する者  | 総人口の6.3%と推計（手引きによる）(20~64歳) | <u>4, 778人</u>     |
| ⑤ 高齢者施設等の従事者 | 総人口の1.5%と推計（手引きによる）         | <u>1, 138人</u>     |

上記以外の者 総人口から、①医療従事者等から⑤高齢者施設等の従事者を除いた人数

32, 856人

## 4. 対象者への連絡

接種順位に従い、医療従事者等を除き、次の段階に分けて接種の通知を行う。

- ① 高齢者のうち75歳以上の者
- ② 高齢者のうち65歳から74歳の者
- ③ 上記以外の者

ただし、新型コロナワクチンの供給量に応じてさらに細分化する可能性がある。

## 第4 接種体制の構築等

### 1. 基本的考え方

市は、渋川地区医師会等と連携し、市民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、全庁的な体制を整え、市民の安心安全に資する。

### 2. 実施期間

予防接種の実施時期は、令和3年2月17日から令和4年2月28日までとする。  
(予防接種の手引きに示す期間)

### 3. 実務体制の確保

接種までの準備に当たっては、平時の予防接種業務の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。

また、担当部門では、新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明、業務継続が可能なシフトの作成など、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

### 4. 接種体制確保について

新型コロナワクチン接種に当たっては、医療機関の協力が不可欠であるため、渋川地区医師会と協議を行い、接種の協力を仰ぐ。

また、集団接種の際は、多くの医療従事者等が必要になると見込まれることから、渋川地区医師会及び市内医療機関と協力して実施する。

なお、高齢者施設入所者などについては、別途個別に体制確保を検討する。

### 5. 接種場所等

接種場所は、市内医療機関（個別接種）、医療機関以外の会場で市が設置する集団接種会場、高齢者施設での施設接種とする。なお、これによることができない場合は、別途接種場所を確保する場合がある。

#### (1) 個別接種

市内医療機関とは、市内の医療機関のうち、集合契約に参加し、接種を実施する医療機関とする。

接種に必要な物品等は、医療機関が準備するものとする。

#### (2) 集団接種

市が設置する医療機関以外の接種を行う場所として、原則として「渋川市民会館」とする。

なお、被接種者に副反応が起こった際に応急対応が行えるよう、渋川地区医師会の協力を仰ぎ、物品、薬剤等の準備や必要な人員の配置を行う。

また、事前の予約管理を行うことにより、新型コロナウイルス感染に係る「3つの条件が同時に重なる場（いわゆる3密）」を回避する。

接種会場の設営は、原則市独自での設営とするが、困難な場合は外部委託

を検討し、業務の負担を軽減するほか、受付から退出までの動線を考慮した設営を行う。

### (3) 施設接種

施設とは、集合契約に参加した医療機関が、入所者などに対して接種を実施する高齢者施設等とする。

各施設が接種を予定する者の人数等を事前に市へ報告し、接種医や運営方法について相談を行うとともに、市は接種に関する必要な事項（接種券、予診票の記入等）について説明を行う。

## 6. 予約受付

集団接種での予約は、「渋川市コロナワクチンなんでも相談（コールセンター）」での電話予約又は「ぐんまワクチン接種LINE予約システム」で予約を受け付ける。

なお、個別接種は、各医療機関に直接電話予約を行う方法と集団接種と同様の方法で予約を行う方法がある。

## 7. 予防接種への同意

### (1) 予診票

予診票については、国が示す様式を使用し、予診票は事前に送付する。

また、接種場所となる医療機関や接種会場にも設置する。

### (2) 接種不相当者及び予防接種要注意者

医師による予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

### (3) 接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応や、稀に生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行った上で、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り行うものとする。

### (4) 接種時の注意

予防接種に従事する者は、手指を消毒する。

接種用具等の消毒は適切に行うとともに、注射針及びシリンジ（注射筒）は、被接種者ごとに取り換えなければならない。

接種後は、接種部位を清潔に保たせるとともに、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けさせる。

#### (5) 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも15分間は被接種者の状態を観察する。

また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後30分程度、状態の観察をする。

#### (6) 救急体制の確保

事前に、接種会場においてアナフィラキシー等が発生した場合の救急体制の確保を行う。

具体的には、救急用品の置き場や使用方法、救護スペースの場所、会場スタッフの役割分担、対応方法（搬送先の医療機関の確認を含む。）等をあらかじめ確認すること。

### 8. ワクチンの確保

市は、県から割り当てられた新型コロナワクチンを、高齢者施設等、市内医療機関、集団接種会場に割り当てる。また、冷凍ワクチンを市内医療機関、集団接種会場に冷蔵移送を行う際は、専用の保冷バッグ等を使用して、市が責任をもって移送する。

### 9. 接種費用の支払い

市民が市内医療機関で接種した場合は、市が直接支払いを行う。

市民が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合は、代行機関である国民健康保険団体連合会を通じて請求を受け、支払うものとする。

### 10. 市民への情報提供、相談受付

市は、広報しぶかわや市ホームページ等により、市民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種期間、接種場所などの情報を積極的に提供するとともに、「渋川市コロナワクチンなんでも相談（コールセンター）」を設置する。

接種後の副反応に係る相談といった市町村で対応が困難な医学的知見が必要となる専門的な相談等については、県が設置するコールセンターにつなげる。

### 11. 健康被害救済の申請受付、給付

新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合は、健康被害救済給付の申請を市が受け付け、国が接種による健康被害と認定したときは、医療費（かかった医療費の自己負担分）、医療手当（入院通院に必要な諸経費）等の救済給付を行う。

### 12. 接種記録の管理

市は、市民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、その記録を電子データに登録し、管理する。

### 13. その他

本計画に定めのないものは、都度、市、渋川地区医師会、関係機関等とが協議を行い、決定するものとする。

本実施計画は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、現時点での国の通知、情報等に基づき作成したものである。

今後の状況により、随時追記していくものであり、事業の検討・調整状況により内容を変更する場合がある。